

- \* 2.5%の年金引き下げは、高齢者の生活をさらに貧しくし、景気を後退させるから反対！
- \* 2.5%の年金引き下げで地方自治体の財政は悪化、住民の福祉を後退させるから反対！
- \* 年金を引き下げ続ける「マクロ経済スライド」に反対！
- \* 65 歳以上のすべての高齢者に、基礎年金の国庫負担分 3.3 万円を支給せよ！
- \* 最低保障年金制度の創設を急げ！

\* 質問にお答えします。

Q, 10 年さかのぼって国民年金の保険料を払える制度ができたのですか。

A, 国民年金保険料の納付は、原則 2 年しかさかのぼれませんが、今回特別に 10 年さかのぼって保険料を払える制度ができました。後納制度といえます。

これを利用して無年金から脱出できる人もいますし、年金額を増やせる人もいます。

すでに法律は成立していましたが、今年の 10 月 1 日から実施されます。

1700 万人というかなりの該当者が予想されていて、すでに 8 月 1 日から事前受付が始まっています。ただし 3 年間だけの実施となっています。

10 年さかのぼって払える保険料は、無条件ではありませんので、年金事務所に行って「自分がさかのぼって払える国民年金保険料の月数とその保険料総額はいくらか。仮に支払った場合、年金がいくら増えるか」を確認することが大切です。

この制度の問題点として

現在の受給者は利用できない

さかのぼり保険料には利息が付くので、かなりの保険料額になる

3 年間という短期間の実施なので、すべての該当者に情報が届くか疑問

・・・等があります。

この制度の主旨が生かされるためには

高額になる「さかのぼり保険料」の貸付制度（例えば民間金融機関によるローンなど）

65 歳以上で無年金の人が、「この制度を利用すればすぐ年金を受給できるけれど、まとまった保険料を払えない」というときには、「年金を決定し、年金から保険料を支払う」方法を国が検討する

実施期間 3 年を延長すること

1700 万人の該当者に、この情報を届けるための丁寧な広報活動を実施する

・・・等が必要です。

## Q、老齡年金の受給資格期間が、25年から10年に短縮されたのですか

A、老齡年金について、受給資格期間が25年から10年に短縮される法律が成立しました。

今までの「受給資格期間が25年必要」という高い壁に阻まれて無年金になっている人達のうち、約17万人が新たに年金を受給できるようになります。

これは、日本の年金制度の歴史上画期的な制度改善です。

ただし、受給資格期間が25年から10年への短縮されるのは、**消費税増税10%実施が条件とされ、消費税が10%に増税される2015年10月からの実施とされています。**

該当者からは、「消費税はいやだが、年金は欲しい」「3年後まで生きていられるかわからない。すぐに欲しい」という声が届いています。

該当者の年金権を守るため、**3年後ではなくすぐに実施することと、消費税増税実施の条件を外すこと要求し、年金受給をあきらめてきた人達に加入記録を再検討するように呼びかけ、年金受給に結びつくよう手助けをすることが必要です。**

どれも、年金者組合の仕事になるでしょう。

受給資格期間10年に含まれる期間の種類は、これまでと同様で、厚生年金、共済年金、国民年金に加入して保険料を払った期間、免除・学生の納付特例・若年の納付猶予等の期間、各種カラ期間・・・等があります。これまでの受給資格期間に含まれる期間と同じです。

受給資格期間の25年から10年への短縮については、遺族年金・障害年金については適用されず、従前のとおりです。例えば、10年の期間を満たして新たに老齡年金を受給できるようになった夫が死亡しても、妻は遺族年金を受け取ることはできません。

この点では、今後の改善要求が必要です。

受給資格期間が25年から10年に短縮されると、低年金者が増えるだけなどという一部有識者や厚生労働省の一部官僚が存在しますが、該当者は、「今までは、保険料は掛け捨てだった。少額でも年金を払うべき」と切羽詰まった気持でいます。

高齢者の生活実態を思えば、民主党が引っ込めてしまった最低保障年金制度を改めて強く要求したいと思います。

今国会では、「長期にわたって年金を下げ続ける」という方針が、さらに強く打ち出されました。歴史的改悪に抗して、高齢者は歴史的闘いをするときです。

年金相談日は、毎週、火曜日と木曜日、午前11時から午後4時までです。

電話でのご相談は、03-5978-2751 FAXは、03-5978-2777

[E-mail/honbu@nenkinsha-u.org](mailto:honbu@nenkinsha-u.org)

相談・質問・意見をお待ちしています。

年金相談室 阿久津嘉子